

新たなセーフティネット検討会 設置要綱

(生活保護制度に関する検討会)

(平成18年1月25日 全国知事会会長・全国市長会会長決定)

1 目的

「生活保護制度等の基本と検討すべき課題～給付の適正化のための方策(提言)～」(平成17年11月4日 全国知事会・全国市長会)(以下、「提言」という。)を踏まえ、生活保護費の急増や保護率の上昇等の課題に対応するため、実施機関としての立場から、抜本的な制度の見直しを含む具体的方策について検討し、国に提言する。

2 審議事項

- (1) 提言に掲げた具体的方策等
- (2) 国の「生活保護の適正化」に関する取組の評価

3 組織

- (1) 検討会は、都道府県及び市職員並びに学識経験者により構成する。
- (2) 構成員は、都道府県職員にあっては全国知事会、市職員にあっては全国市長会、学識経験者にあっては全国知事会及び全国市長会の会長が委嘱する。
- (3) 検討会には、座長を置く。
- (4) 総務省自治財政局調整課職員は、オブザーバーとして参加する。

4 事務

検討会の事務は、全国知事会及び全国市長会事務局が取り扱う。

5 その他

検討会の運営に必要な事項は、検討会で協議の上、全国知事会及び全国市長会の会長が決定する。

6 施行

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。